

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 2 年度 |
| 計画主体 | つくば市 |

第 2 次つくば市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 経済部農業政策課
所 在 地 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
電 話 番 号 029 (883) 1111
F A X 番 号 029 (868) 7622
メー ル ア ド レ ス eco021@city.tsukuba.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|-------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、カラス |
| 計画期間 | 令和2年度～令和4年度 |
| 対象地域 | つくば市（全域） |

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------------|----------------------------------|--|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ カラス | 水稲 大豆 じゃがいも さつまいも 里芋 | 被害面積 1,181(a) 被害金額 13,295（千円） |

- ※・被害地区調査により被害品目、面積を集計
 ・茨城県農作物被害額算出基準により算出
 ・カラスについては、算定が困難であり、被害報告件数は多いが1農家当たりの被害量が僅少で被害額の評価が難しい。

(2) 被害の傾向

| |
|---|
| <p>・イノシシについては、筑波山や宝篋山など筑波山麓地域において、農作物の被害が春から秋にかけて発生しており、農家の生産意欲の低下が懸念される。また、民家近くに出没し、家庭菜園や庭先の石積など生活被害も発生している。</p> <p>・カラスについては、生息数の増加等により、年間を通じて、市内全域で果樹や野菜等の農産物被害、また畜産農家では飼料の食害や糞による畜舎内の汚れ等の被害が発生している。</p> |
|---|

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（平成30年度） | 目標値（令和4年度） |
|------------|-------------|------------|
| 被害 (a) | 1,181 | 775 |
| 金額 (千円) | 13,295 | 8,723 |

- ※ カラスによる被害品目の算定が困難なことから、被害面積及び被害金額については、計上していない。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | イノシシに関しては、市内の猟友会の協力を得て、年4回、銃・わなによる捕獲を実施。 | 狩猟免許保持者の高齢化に伴い、捕獲体制の確保が困難になってきている。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシに対する防護柵を各農家等が個別に設置。 ・平成30年度から令和元年度にかけて、鳥獣被害防止総合支援事業補助金を活用した侵入防止柵等を設置。 平成30年度 電気柵 2,519m 令和元年度 メッシュ柵 2,375m | <ul style="list-style-type: none"> ・各農家が個別に防護柵を設置しても隣接地に被害が及ぶため、農業者間が連携して広域に設置することが必要である。 ・小規模農地や耕作放棄地が多く、地域でのまとまりが困難である。 |

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。 ② 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。 ③ 狩猟免許保持者の推進を図る。 ④ 近隣市町村との連携や情報共有を図る。 ⑤ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。 ⑥ イノシシについては、補助事業を活用して防護柵等の設置などの防護対策を推進する。 ⑦ カラスについては、猟友会と連携して被害の軽減を図る。 |
|--|

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| 銃器及び“わな”による捕獲等実施のため、市内の猟友会による有害鳥獣捕獲隊を編成する。 |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|-------------|--|
| 令和2年度 | イノシシ カラス | 担い手農家等に対して、獣害対策の正しい知識を会得するため、猟友会や専門家による研修会を開催し、地域の獣害対策を推進する。 |
| 令和3年度 | イノシシ カラス | 担い手農家等に対して、獣害対策の正しい知識を会得するため、猟友会や専門家による研修会を開催し、地域の獣害対策を推進する。 |
| 令和4年度 | イノシシ カラス | 担い手農家等に対して、獣害対策の正しい知識を会得するため、猟友会や専門家による研修会を開催し、地域の獣害対策を推進する。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|--|
| <p>(1) イノシシ</p> <p>① イノシシの捕獲は、「茨城県イノシシ管理計画」における個体数管理の捕獲目標に留意して行う。</p> <p>② 過去の捕獲実績 平成30年度：500頭 平成29年度：284頭 平成28年度：133頭</p> <p>(2) カラス</p> <p>① カラスは、市内全域で被害が増加傾向のため、平成30年度捕獲実績の1割増しとして捕獲計画数を設定する。</p> <p>② 過去の捕獲実績 平成30年度：320羽 平成29年度：284羽 平成28年度：133羽</p> |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------|--------|-------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| イノシシ | 550頭 | 550頭 | 550頭 |
| カラス | 350羽 | 350羽 | 350羽 |

| 捕獲等の取組内容 |
|--|
| <p>対象鳥獣のうち、イノシシについては農繁期、カラスについては銃器による捕獲のため狩猟期間中とする。</p> <p>なお、イノシシの捕獲については「茨城県イノシシ管理計画」に基づき実施する。</p> <p>(1) イノシシ</p> <p>① 捕獲方法 銃器・わなによる捕獲</p> <p>② 捕獲時期 4月～5月、8月～10月、2月～3月</p> <p>③ 捕獲場所 旧筑波町全域</p> <p>(2) カラス</p> <p>① 捕獲方法 銃器による捕獲</p> <p>② 捕獲時期 11月～2月</p> <p>③ 捕獲場所 鳥獣保護区域等を除く市内全域</p> |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| 必要性なし |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|-------|
| 市内全域 | 権限委譲済 |

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|---|---|---|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| イノシシ | イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。 | イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。 | イノシシに対する防護柵等の設置に関して対象地区の農家等の被害状況を勘案しつつ、継続して整備を実施する。 |

(2) その他被害防止に関する取組

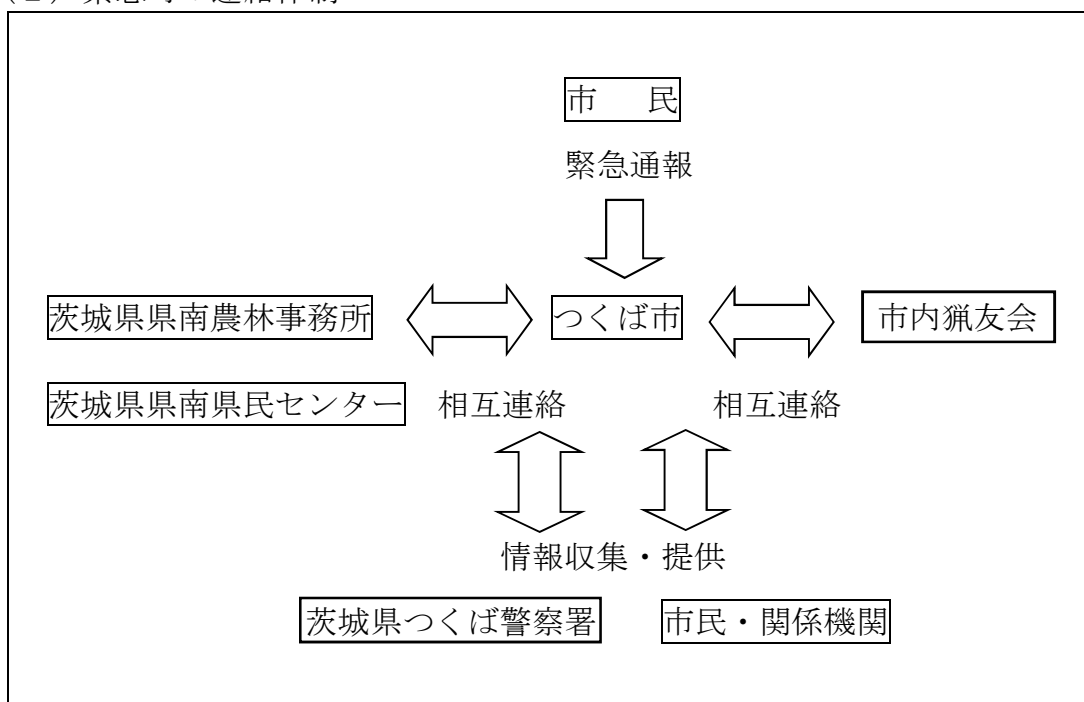
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|-------------|---|
| 令和2年度 | イノシシ カラス | 被害の発生する集落に、被害防止のための学習会などを開催し、農業者間の連携等を図りながら、捕獲や駆除以外の被害防止施策について一層の推進を図る。 |
| 令和3年度 | イノシシ カラス | 被害の発生する集落に、被害防止のための学習会などを開催し、農業者間の連携等を図りながら、捕獲や駆除以外の被害防止施策について一層の推進を図る。 |
| 令和4年度 | イノシシ カラス | 被害の発生する集落に、被害防止のための学習会などを開催し、農業者間の連携等を図りながら、捕獲や駆除以外の被害防止施策について一層の推進を図る。 |

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---|-----------------------------------|
| つくば市 | 市民へ周知するとともに、県及び警察署、猟友会と連携した対応を図る。 |
| 茨城県県南農林事務所 | 市と連携した対応や本庁への連絡報告 |
| 茨城県県南県民センター | 市と連携した対応や本庁への連絡報告 |
| 茨城県猟友会筑波支部 〃 谷田部支部 〃 桜支部 〃 龍ヶ崎支部 茎崎分会 | 市と連携し対応を図る。 |
| 茨城県つくば警察署 | 市民の安全確保を図る。 |

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、持ち帰りとし、関係法令に従い、肉は一般廃棄物、骨と皮は焼却施設に持ち込み適正に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は、埋設処理する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについては、出荷制限解除後において、ジビエを活用した地域の活性化やモデル地区の取り組み等について、情報収集を行い検討する。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|--------|-----------------|
| 協議会の名称 | つくば市鳥獣被害防止対策協議会 |
|--------|-----------------|

| 構成機関の名称 | 役割 |
|------------------|----------------|
| つくば市 | 事務局担当、連絡調整 |
| つくば市農業協同組合 | 連絡調整 |
| つくば市谷田部農業協同組合 | 連絡調整 |
| 茨城県県南農林事務所振興・環境室 | 防除技術指導、被害調査の連携 |

| | |
|--------------------------------|------------------|
| 茨城県県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター | 防除技術指導、被害調査の連携 |
| 茨城県県南県民センター環境・保安課 | 捕獲許可及び捕獲実施体制の助言 |
| 茨城県みなみ農業共済組合 | 農業共済制度による被害情報の提供 |
| 茨城県鳥獣保護管理員 | 情報提供 |
| 茨城県猟友会筑波支部、谷田部支部、桜支部、龍ヶ崎支部荃崎分会 | 捕獲の実施（銃・わな） |
| 茨城県つくば警察署 | 市民の安全確保 |
| 被害地区会代表 | 情報提供 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-----------|-----------------|
| 茨城森林管理署 | 有害鳥獣捕獲実施の際の入林協議 |
| 茨城県つくば警察署 | 有害鳥獣捕獲実施の際の事前通知 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の増大・広域化等の状況を踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の編成に備えるものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、協力を求め、被害防止の啓発及び学習会活動を実施し、地域一体での取り組みを進めていく。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害状況や効果的な被害防止方法等の情報交換など、隣接市との連携を促進する。